

(公財) 西宮市大谷記念美術館管理運営補助金交付要綱

平成12年10月27日制定

平成26年 4月 7日改正

(目的)

第1条 この補助金は、公益財団法人西宮市大谷記念美術館(以下「財団」という。)が行う芸術文化事業等に要する経費について西宮市が補助することにより、芸術文化事業等の促進を図るとともに、市民の芸術文化の意識の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、芸術文化事業等とは、財団が行う次の事業をいう。

- (1) 美術品の展覧及び閲覧事業
- (2) 美術品及び美術に関する調査研究等事業
- (3) 施設の管理運営事業
- (4) 施設の整備事業
- (5) その他目的を達成するため必要な事業

2 補助金は、財団の人件費に優先的に充当するものとする。

(補助金の交付)

第3条 市長は、予算の範囲内において、財団の芸術文化事業等に要する経費の全部又は一部について、補助金等の取扱いに関する規則(昭和58年3月31日、西宮市規則第81号。以下「規則」という。)の定めるところにより補助金を交付する。

(交付の申請等)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする場合は、規則第7条に定める補助金等交付申請書(様式第1号)をその定める日までに、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、補助金の交付決定を行い、その旨を財団に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第6条 補助金の交付は、交付決定後、請求に基づき行う。補助金の交付は年6回に分けて行う。

(実績報告)

第7条 事業実績報告書は、当該年度の事業決算終了後、速やかに、市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱並びに規則に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(付則)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

(付則)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成26年4月7日から施行する。